



島根県報

令和6年3月29日（金）

号外第32号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(地域福祉課)	4
医学生地域医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則	(医療政策課)	9
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則	(高齢者福祉課)	10
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	(薬事衛生課)	11
養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則	(畜産課)	11
島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	(産業振興課)	15
島根県建築基準法施行細則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	17
島根県会計規則の一部を改正する規則	(審査指導課)	18

【告示】

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部改正	(廃棄物対策課)	19
--------------------------	----------	----

公布された条例等のあらまし

◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第16号）

1 規則の概要

- (1) 生活保護法施行規則の改正に伴う規定及び様式の整備（第7条—第9条・様式第6号・様式第6号の2関係）
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律に規定する経過措置期間の満了により介護療養型医療施設が廃止されることに伴う様式の整理（様式第8号・様式第12号—様式第16号関係）
- (3) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

◇医学生地域医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則（規則第17号）

1 規則の概要

(1) 改正の内容

- ア 指定医療機関の定義に係る規定の整理
- イ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理
- ウ 特定地域医療機関の開設者に、県及び社会福祉法人恩賜財団済生会を追加することとした。
- エ 臨床研修被貸与者及び後期研修被貸与者が2回目以降の貸与を受ける場合における研修医研修支援資金交付申請書に在職証明書を添付して知事に提出するものとする事とした。

(2) 改正を要する規則

規 則 の 題 名	改 正 の 内 容
医学生地域医療奨学金貸与規則	アからウまで
しまね医学生特別奨学金貸与規則	ア及びイ
緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則	アからウまで
特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則	ア及びイ
研修医研修支援資金貸与規則	アからエまで
特定診療科医師育成支援資金貸与規則	アからウまで

2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

◇介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

業務管理体制の整備に関する届出システムを使用した電子申請による届出を行うことができることとした。（第4条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

引用する省令の題名の改正

2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

◇養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則（規則第20号）

1 規則の概要

- (1) 蜜蜂飼育届等の提出又は蜜蜂転飼許可若しくは転飼許可証再交付の申請の際、養蜂振興法の目的の範囲内において個人情報を利用することについて、届出者又は申請者の同意を得ることとした。（様式第1号—様式第3号関係）
- (2) 蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況等に関し必要な協力を求める場合があることを明記することとした。（様式第1号・様式第2号関係）
- (3) その他様式の整備

2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第21号）

1 規則の概要

- (1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額
無機材料関連機器	
熱衝撃試験機	1時間につき 510円
有機材料関連機器	
小型二軸混練押出機	1時間につき 2,200円
化学関連機器	
ボンベ型熱量計	1時間につき 960円
機械・金属関連機器	
微小硬度計	1時間につき 290円
色彩照度計	1時間につき 50円
マルチチャンネル分光器	1時間につき 50円

- (2) 設備機器の使用料の額の改定（別表第1関係）

島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
	改正前	改正後
ウェザーメーター	1時間につき 1,190円	1時間につき 1,420円

- (3) 次の設備機器の使用料を削除することとした。（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

定温恒温恒湿器、コンターマシン、熱衝撃試験機（有機材料関連機器）、回転式水熱合成装置、ボンベ型熱量測定装置、及び照度計

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

窯業窯炉（20キロワット）及びスタンプミル

- (4) 定量分析の内容の改正（別表第2関係）

分析等の種類	分析等の内容	
	改正前	改正後
食品一般分析	水分、塩分、酸度、エキス分又はpH	水分、塩分（滴定法）、酸度、エキス分又はpH

(5) 島根県産業技術センターが依頼を受けて行う分析等から熱貫流試験を削除することとした。(別表第2関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

◇島根県建築基準法施行細則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第22号)

1 規則の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う建築副主事に係る規定及び様式の整備

2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則(規則第23号)

1 規則の概要

(1) 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う指定公金事務取扱者に係る規定の整備

ア 収支等命令者は、指定公金事務取扱者の指定に関する事項について事前に出納機関に協議しなければならないこととした。(第8条関係)

イ 引用する条項の整理

ウ その他規定の整備

(2) 会計管理者が別に定める振替収入及び振替支出にあつては、収支等命令者は振替支出の命令に代えて、振替書の作成により出納機関に振替支出の通知を行うことができることとした。(第53条の2関係)

(3) 遅延賠償金に係る規定の整理(第71条関係)

(4) その他様式の整理

2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第16号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年島根県規則第75号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に、「様式第6号」の次に「及び様式第6号の2」を加え、「同条第2項第6号及び同条第4項第2号の」を「同条第2項第8号の誓約事項を記載した」に改め、同条第2項中「もの」の次に「し、同項第6号の誓約事項を記載した誓約書は様式第7号によるもの」とを加え、同条第4項中「同項第2号の」の次に「誓約事項を記載した」を加える。

第8条第4項中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

第9条中「第15条」を「第15条第1項」に改める。

様式第6号表面中

「

開 設 者	フリガナ				
	氏名（名称等）				
	生 年 月 日	年	月	日	
	住所（所在地）				
管 理 者	フリガナ	生年月日	年	月	日
	氏 名				
	住 所				

を

開 設 者	フリガナ			
	氏名（名称等）			
管 理 者	フリガナ			
	氏 名			

に、

生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有・無
現に受けている生活保護法の規定による指定の有効期間満了日	年 月 日（更新の場合のみ記載）

を

生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有・無
-------------------------------------	-----

に改め、同様式裏面記載要領の4中「を記載し、「住所（所在地）」に法人の主たる事務所の所在地」及び「※ 開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。」を削り、同様式裏面記載要領の5及び6を次のように改める。

- 5 「診療科名」は、標ぼうする診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。

※ 薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。

- 6 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。

※ 健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。

様式第6号裏面記載要領中7を削り、8を7とし、9を8とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2 (第7条関係)

(表)

生活保護法指定医療機関 (訪問看護ステーション等)

指定・指定更新 申請書

次のとおり指定・指定の更新を申請します。

医療機関	フリガナ		ステーションコード	
	名称			
	所在地	TEL ()		
開設者	フリガナ			
	氏名 (名称等)			
	生年月日	年	月	日
	住所 (所在地)			
管理者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
健康保険法による指定	有・指定申請中	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)			

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者 (開設者)

氏 名

(裏)

【注意事項】

- 1 この書類は、知事に直接に、又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、告示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

【記載要領】

- 1 標題の「指定・指定更新」及び申請文の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 事業者が健康保険法上のみなし指定を受けている場合、「名称」は、介護保険法に基づく介護サービス事業者として指定を受けた名称を記載してください。
- 3 「ステーションコード」は、指定訪問看護ステーションコードを記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名（名称等）」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
- 5 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
 - ※ 健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
 - ※ 介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 6 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項の規定により指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 7 申請者（開設者）の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

様式第7号中「第49条の2第4項」の次に「又は第54条の2第5項」を加え、同様式（誓約項目）2に次のように加える。

(31) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）

(32) 臨床研究法（平成29年法律第16号）

様式第7号（誓約項目）3中「指定医療機関」の次に「又は指定介護機関」を加え、「薬局又は」を「薬局若しくは」に改め、「訪問看護事業者等」の次に「又は事業所若しくは施設」を加え、同様式（誓約項目）6中「あった場合」を「あった場合に」、「薬局又は」を「薬局若しくは」に改め、「訪問看護事業者等」の次に「又は事業所若しくは施設」を加え、同様式（誓約項目）7中「医療」の次に「又は介護」を加え、同様式（誓約項目）8中「薬局又は」を「薬局若しくは」に改め、「訪問看護事業者等」の次に「又は事業所若しくは施設」を加える。

様式第8号中「、介護療養型医療施設」を削る。

様式第11号（誓約項目）2に次のように加える。

(31) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）

(32) 臨床研究法（平成29年法律第16号）

様式第12号から様式第15号までの様式中「、介護療養型医療施設」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

医学生地域医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第17号

医学生地域医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則

（医学生地域医療奨学金貸与規則の一部改正）

第1条 医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1項第1号に規定する基幹型臨床研修病院

第2条第2項第5号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第3項第1号中「次の者」を「前項第1号に掲げる者」に改め、同号アからエまでを削る。

第7条第5号中「医師法」の次に「（昭和23年法律第201号）」を加える。

（しまね医学生特別奨学金貸与規則の一部改正）

第2条 しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1項第1号に規定する基幹型臨床研修病院

第2条第2項第5号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改

める。

第12条第1項第4号中「医師法」の次に「（昭和23年法律第201号）」を加える。

（緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の一部改正）

第3条 緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1項第1号に規定する基幹型臨床研修病院

第2条第2項第5号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第3項第1号中「次の者」を「前項第1号に掲げる者」に改め、同号アからエまでを削る。

（特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則の一部改正）

第4条 特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1項第1号に規定する基幹型臨床研修病院

第2条第2項第5号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第12条第1項第2号中「医師法」の次に「（昭和23年法律第201号）」を加える。

（研修医研修支援資金貸与規則の一部改正）

第5条 研修医研修支援資金貸与規則（平成22年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号を次のように改める。

(2) 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1項第1号に規定する基幹型臨床研修病院

第2条第3項第5号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第4項第1号中「次の者」を「前項第1号に掲げる者」に改め、同号アからエまでを削る。

第9条第2項中「」を「」に在職証明書を添付して」に改める。

（特定診療科医師育成支援資金貸与規則の一部改正）

第6条 特定診療科医師育成支援資金貸与規則（平成23年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1項第1号に規定する基幹型臨床研修病院

第2条第2項第4号中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第3項第1号中「次の者」を「前項第1号に掲げる者」に改め、同号アからエまでを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第18号

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則（平成21年島根県規則第63号）の一部を次

のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(電子申請による届出)

第4条 前2条の規定にかかわらず、業務管理体制の整備に関する届出システム（以下この条において「届出システム」という。）を使用した電子申請による届出は、届出システムに必要事項を入力する方法により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第19号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（令和3年島根県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に、「乳等の省令」を「乳等の命令」に改める。

第17条中「乳等の省令」を「乳等の命令」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第20号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（昭和31年島根県規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

飼育場所	飼育蜂群数

」

を

「

飼育場所	飼育蜂群数
	(うち日本蜜蜂)
	(うち日本蜜蜂)

」

「

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数

に、 を

」

「

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数
	(うち日本蜜蜂)
	(うち日本蜜蜂)
	(うち日本蜜蜂)
	(うち日本蜜蜂)

に、

」

「備考

- 1 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。 を
- 2 飼育場所は、字、番地まで記入すること。
- 3 備考欄には、日本種、外国種の別を記入すること。 」

「3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

(1) 個人情報の利用目的

県が蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内において届出者の個人情報を利用すること。

(2) 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じること。

(3) 個人情報の第三者への提供

県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、届出者の同意なく第三者に個人情報を提供しないこと。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村又は他の都道府県）及び関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。
なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

に改める。

様式第2号中「2 変更理由」を

「2 変更理由

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

(1) 個人情報の利用目的

県が蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内において届出者の個人情報を利用すること。

(2) 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じること。

(3) 個人情報の第三者への提供

県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、届出者の同意なく第三者に個人情報を提供しないこと。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村又は他の都道府県）及び関係機関等の協力が必要な場合

備考

1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

2 飼育場所を変更する場合は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

3 飼育予定最大計画蜂群数を変更する場合は、日本種又は外国種の別を記載すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

に改める。

蜂群数	蜂群数
	(うち日本

様式第3号中		を	蜜蜂)	に、
			(うち日本 蜜蜂)	

「備考 1 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。
2 土地貸与承諾書及びその場所の見取図は別紙によること。」

「 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

1 個人情報の利用目的

県が蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内において申請者の個人情報を利用すること。

2 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じること。

3 個人情報の第三者への提供

県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、申請者の同意なく第三者に個人情報を提供しないこと。

(1) 法令に基づく場合

(2) 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村又は他の都道府県）及び関係機関等の協力が必要な場合

備考

1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。

3 土地貸与承諾書及びその場所の見取図は、別紙によること。」

に改める。

様式第4号に備考として次のように加える。

備考 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

様式第5号中	「	蜂群数	「	蜂群数	を	「	蜂群数	に改め、同様式に備考として次のように加える。
				(うち日本 蜜蜂)			(うち日本 蜜蜂)	

備考 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の養蜂振興法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第21号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

2 有機材料関連機器			
定温恒温恒湿器	1時間につき	250円	を

熱衝撃試験機	1時間につき	510円	に、
2 有機材料関連機器			

コンターマシン	1時間につき	2,590円	を
ウェザーメーター	1時間につき	1,190円	
熱衝撃試験機	1時間につき	660円	

ウェザーメーター	1時間につき	1,420円	に、
----------	--------	--------	----

ヘッドスペースガスクロマトグラフ分析システム	1時間につき	910円	を
------------------------	--------	------	---

ヘッドスペースガスクロマトグラフ分析システム	1時間につき	910円	に、
小型二軸混練押出機	1時間につき	2,200円	

石油類試験器	1時間につき	130円	を
回転式水熱合成装置	1時間につき	130円	

「

石油類試験器	1時間につき	130円	に、
--------	--------	------	----

」

「

イオンクロマトグラフ	1時間につき	3,050円	を
ボンベ型熱量測定装置	1時間につき	540円	

」

「

イオンクロマトグラフ	1時間につき	3,050円	に、
------------	--------	--------	----

」

「

ロータリー対応レーザーカッター	1時間につき	430円	を
-----------------	--------	------	---

」

「

ロータリー対応レーザーカッター	1時間につき	430円	に、
ボンベ型熱量計	1時間につき	960円	

」

「

共焦点顕微鏡	1時間につき	1,020円	を
--------	--------	--------	---

」

「

共焦点顕微鏡	1時間につき	1,020円	に、
微小硬度計	1時間につき	290円	
色彩照度計	1時間につき	50円	
マルチチャンネル分光器	1時間につき	50円	

」

「

6 電子・電気関連機器			を
照度計	1時間につき	50円	

」

「

6 電子・電気関連機器			に改め、同表2の表中
-------------	--	--	------------

」

「

真空土練機	1時間につき	130円	を
窯業窯炉（20キロワット）	1時間につき	630円	

」

「

真空土練機	1時間につき	130円	に、
-------	--------	------	----

」

X線回折装置	1時間につき	260円	を
スタンプミル	1時間につき	50円	

X線回折装置	1時間につき	260円	に改める。
--------	--------	------	-------

別表第2の2の項第3号中「塩分」の次に「(滴定法)」を加え、同表の4の項中第5号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

島根県建築基準法施行細則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第22号

島根県建築基準法施行細則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(島根県建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 島根県建築基準法施行細則(昭和48年島根県規則第75号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「建築主事」の次に「又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」を加える。

第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項、第8条、第11条第1項から第3項まで並びに第11条の2第1項及び第2項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第14条第4項後段中「第4条」を「第4条第1項の規定中「建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」とあるのは「知事」と、同条第2項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第14条の2第4項後段中「第4条」を「第4条第1項の規定中「建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」とあるのは「知事」と、同条第2項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第14条の3第4項後段中「第4条」を「第4条第1項の規定中「建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」とあるのは「知事」と、同条第2項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第14条の4第4項後段中「第4条」を「第4条第1項の規定中「建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」とあるのは「知事」と、同条第2項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第19条の4第4項後段中「第4条」を「第4条第1項の規定中「建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」とあるのは「知事」と、同条第2項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第21条第2項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第8号から様式第8号の4の2までの様式中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

様式第16号中「(建築主事)」を「(建築主事又は建築副主事)」に改め、同様式注2中「建築主事」の次に「若しくは建築副主事」を加える。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(令和4年島根県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条後段中「第4条」を「第4条第1項の規定中「建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)」と

あるのは「知事」と、同条第2項に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の島根県建築基準法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第23号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指定公金事務取扱者の指定に関する事。

第21条第1項及び第31条第1項中「政令第158条第1項又は第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に改める。

第31条の2第1項中「政令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に改め、同条第2項中「政令第158条の2第1項の規定に基づく収納の事務の委託を受けた者」を「前項の規定にかかわらず、契約に特別の定めがあるとき」に改める。

第31条の3第1項中「政令第158条第2項（第158条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく」を「法第243条の2第2項の規定による歳入の徴収又は収納事務の委託の」に改め、同項第1号中「住所及び氏名又は名称」を「名称及び住所又は事務所の所在地」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 指定公金事務取扱者の指定をした日

第31条の4を削る。

第53条の2第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計管理者が別に定める振替収入及び振替支出にあっては、収支等命令者は振替支出の命令に代えて、振替書の作成により出納機関に振替支出の通知を行うことができる。

第56条中「政令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に改める。

第56条の2第1項中「私人に支出の事務を委託したときは、速やかに」を「法第243条の2第2項の規定による支出事務の委託の告示をする場合には、」に改め、同項第1号中「住所及び氏名又は名称」を「名称及び住所又は事務所の所在地」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 指定公金事務取扱者の指定をした日

第71条第1項中「年2.5パーセントの割合」を「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率」に改める。

第132条第1項中「並びに政令第158条の2第3項及び」を「、法第243条の2第8項及び政令」に改める。

様式第42号その1及び様式第42号その2中 「島根県指定金融機関株式会社
山陰合同銀行本店営業部」 を「島根県会計管理者」に改める。

様式第42号その5中

0	1	4	2	0	9	9	6	0	0	0	1
加入者名 島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部											

を

0	1	3	0	0	0	9	6	1	1	3	1
加入者名 島根県会計管理者											

に、

0	1	4	2	0	9	払込料金 加入者担	
9 6 0 0 0 1							
島根県指定金融機関 株式会社山陰合同銀行本店営業部							

を

0	1	3	0	0	0	払込料金 加入者担	
9 6 1 1 3 1							
島根県会計管理者							

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示**島根県告示第239号**

島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成5年島根県告示第276号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「産業廃棄物」の次に「（中間処理産業廃棄物を含む。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「される産業廃棄物」の次に「（中間処理産業廃棄物を含む。）」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中間処理産業廃棄物 法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。

第5条中「昭和46年政令第300号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第6条第1項第2号中「の規模」を「の構造、規模」に改め、「第14条の2第3項」の次に「若しくは第14条の5第3項」を、「第10条の10第1項第4号」の次に「若しくは第10条の23第1項第4号」を、「限り、」の次に「構造及び」を加える。

第17条第1項中「排出事業者」の次に「（中間処理産業廃棄物を排出した者を含む。以下同じ。）」を加え、「おいて」を「搬入して」に改める。

第21条の表設置等協議に係る書類の項中「2部」を「3部（令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設については、法第15条第5項に規定する生活環境の保全に関係がある市町村の数に2を加えた部数）」に改め、「1部」を「2部」に改める。

様式第1号中「処理能力」を「処理施設及びその他の処理施設の処理能力」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。